

議案第5号

令和5年度さいたま市食肉中央卸売市場及び  
と畜場事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76,540千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ653,460千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		18,125	△10,813	7,312
	1 国庫補助金	18,125	△10,813	7,312
3 繰入金		432,248	△82,392	349,856
	1 一般会計繰入金	432,248	△82,392	349,856
4 諸収入		107	20,365	20,472
	2 雑入	106	20,365	20,471
5 市債		113,700	△3,700	110,000
	1 市債	113,700	△3,700	110,000
歳入合計		730,000	△76,540	653,460

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 食肉市場費		379,242	△40,484	338,758
	1 事業費	379,242	△40,484	338,758
2 と畜場費		324,485	△32,164	292,321
	1 事業費	324,485	△32,164	292,321
3 公債費		25,870	△3,892	21,978
	1 公債費	25,870	△3,892	21,978
歳出合計		730,000	△76,540	653,460

第2表

## 継 続 費 補 正

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 食 肉 市場費	1 事業費	食 肉 中 央 卸 売 市 場 ・ と 畜 場 造 成 等 基 盤 整 備 基 本 設 計 事 業	42,540	4	20,833	34,583	4	20,833
				5	21,707		5	13,750

第 3 表

## 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 食肉市場費	1 事業費	市場施設管理運営事業	24,214
2 と畜場費	1 事業費	と畜場施設管理運営事業	6,875

第4表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市場管理 事業	113,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につ いてはその融 資条件により 、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期間を短 縮し、又は繰 上償還若しくは 低利に借換え することができる。	110,000	(補正前に 同じ。)		